

府立勤労者福祉会館あり方検討委員会 (第2回)

次 第

日 時：令和4年5月23日(月)
13時30分～15時00分
場 所：福利厚生センター第2・3会議

1 開 会

2 議 事

(1) 現地視察結果について

(2) 第1回委員会における質問に対する回答について

3 意見交換

4 その他

5 閉 会

第2回府立勤労者福祉会館あり方検討委員会 出席者名簿

◎ 会長

順不同・敬称略

| 所 属 | 役職 | 氏 名 |
|------------------|--------------|--|
| 一般社団法人京都経営者協会 | 専務理事 | 上田 清和 欠席 |
| 京都産業大学現代社会学部 | 教授 | 滋野 浩毅 |
| 瀧田会計事務所 | 公認会計士 税理士 | 瀧田 輝己 |
| 京都府レクリエーション協会 | 副会長兼 専務理事 | 長谷川 好子 |
| 日本労働組合総連合会京都府連合会 | 事務局長 | 原 敏之 |
| ◎ 同志社大学政策学部 | 教授 | 真山 達志 |
| 京都女性スポーツの会 | 会長 | 水野 加余子 |
| 公益財団法人京都府スポーツ協会 | 副会長 | 山本 誠三 |

府立勤労者福祉会館あり方検討委員会の現地視察結果について

1 視察先、日程、委員

| 視察先 | 日程 | 視察委員名 |
|----------------------|---------|-------------------------------------|
| 丹後、中丹 勤労者福祉会館 | R4.4.20 | 真山会長、上田委員、原委員、水野委員、山本委員 |
| | R4.4.21 | 瀧田委員、長谷川委員、滋野委員（中丹会館） |
| 口丹波、城南、山城 勤労者福祉会館 | R4.4.25 | 真山会長、瀧田委員、原委員、水野委員、山本委員、滋野委員（口丹波会館） |
| | R4.4.27 | 上田委員、長谷川委員、滋野委員（城南会館） |

2 視察内容（各館約60分）

- ・会館の概要説明（指定管理者から）：約 10 分
- ・会館内見学：約 30 分
- ・質疑応答：約 20 分

3 主な質疑

（1）丹後勤労者福祉会館

| 質問 | 指定管理者回答 |
|----------------------------------|--|
| 利用者サービス向上のためのアンケートには、どのような声があるか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和 3 年度の結果では、満足 54.1 %、普通 44.0 %で、98 %の人が満足・普通と回答。 ・施設は古いが、使えないわけではなく不満はないとの声がある。 ・パイプ椅子の修理・交換の要望があったが、経費の問題があり、今後の課題。 ・2 階の男子トイレの洋式化、ウォシュレットやエレベーターの設置等設備面で要望はあるが、その他特に否定的な意見はなく、好意的な意見も多かった。 |

| | |
|--|---|
| <p>丹後地域で人口約 10 万人、京丹後市の人口約 5 万人という状況の中、人口と会館の利用者数を比較すると、施設としての役目を果たしているといえるのか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・積極的に PR を行う必要性は感じている。 ・令和 2 年度、3 年度は新型コロナにより、従来以上に利用者数が減少。 ・小規模な部屋が多いので、新型コロナ感染対策により利用者の定数を半分等にすると、本当に厳しい。 |
| <p>早急に修繕が必要なものは何か。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・空調設備。令和 2 年夏に冷房が 2 ヶ月効かないことがあった。利用に直接影響するので、大きな故障が生じる前に、できるだけ早期発見に努めている。 |
| <p>外壁はかなり傷んでいるが、会館内部は清掃が行き届いている。階段にも埃がなかった。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・清掃はシルバー人材センターに委託している。 ・外壁等は、躯体に係る部分でもあり、京都府と相談していきたい。 |

(2) 中丹勤労者福祉会館

| 質問 | 指定管理者回答 |
|---|---|
| <p>利用率について、どう考えるか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・全国的に指定管理業務を受けているが、通常、会議室の利用率は 30 % くらいとしている。 ・そのような中、中丹会館は 2020 年度午前 25.25%、午後 52.0%、夜間 28.2%、全体 35.2%。午後だけ見ると 50 % を超えている。平日の午前と夜間の利用率向上を図りたい。 |
| <p>多目的な利用の拡大を考えているとのことだが、「中丹勤労者福祉会館」という名称をどのように思うか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・堅いイメージ、労働団体のイメージとして捉えられがちだが、固定的なイメージを払拭できるようブランディングしていきたい。 |

| | |
|---|--|
| <p>近隣に競合施設があるが、差別化はどう考えているか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・中丹会館のリピーター率が高いのは、安価な料金設定と使い勝手の良い部屋が多いため。 ・「市民交流プラザふくちやま」は、企業利用と個人利用とに価格差があるが、本館は価格差がない。交流プラザは空調設備の料金も追加が必要であるが、本館は必要なく、付属施設料金も利用料金に入っている。そういう点では、企業向けの利用に利点があると思う。 |
| <p>会館を利用したことのない人への広報は。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・HP、SNSを活用したいと思っている。HPはさほどアクセスが多いものではないが、無くてはならないもの。 ・この4月から指定管理を受けたばかりだが、LINEによる広告宣伝をしていきたい。 ・LINEではアンケート調査などもできるため、当館を利用されていない方のニーズ調査もしていきたい。 |
| <p>予約システムで空き状況を確認できるとのことだが、申込みに当たっては紙で申し込むのか。リピーターが多いと思うが、先の予約をまとめて取っておられるのか、その都度予約されるのか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・予約は6ヶ月先までしかできないが、その間を、まとめて予約される方もあるし、来館された都度、次の利用を申し込まれる場合もあり、半々である。 ・基本は、申込順。抽選会だと、わざわざ来ていただかないといけないため。 |

(3) 口丹波勤労者福社会館

| 質問 | 指定管理者回答 |
|-------------------------------|---|
| <p>会議室の利用よりも土日の体育館の利用が主か。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・お見込みのとおり。近隣に誘致企業が多く、体育館は福利厚生施設として使われていることが多い。 ・体育館は、来年3月まで土日は既に予約が埋まっている状況。 |

| | |
|---|---|
| <p>体育館の照明が暗いように感じたが、替え時か。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ガス球のため、半年ぐらいで電球がオレンジ色になり、それから球が切れるまでが長い。 ・照明は4球で1セットだが、電気容量の関係で、2球までしか点灯できない。1球1万円以上する。 |
| <p>南丹市八木市民センターとの競合はどうか</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・同センターも、当館の向かいの南丹市八木保健センターも同じだが、市施設は市民の場合無料となることが多いため、地元の方の当館会議室利用は少ない。 |
| <p>南丹市向けには、ケーブルテレビでの宣伝や、チラシの各小学校配布、市広報誌「お知らせ南丹」への掲載をされているとのことだが、南丹市以外の市等へのPRはどうか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・体育館の利用が多く、利用者の口コミ等により、会議室の利用も少しずつ増えてきている。 |

(4) 城南勤労者福社会館

| 質問 | 指定管理者回答 |
|--|--|
| <p>城南地域職業訓練協会は、この会館以外での業務はされているのか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・職業訓練事業の実施や、貸し館業務など、本館・職業訓練センターで行っている業務以外は行っていない。 |
| <p>新規利用者に対してどのような広報をしているか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・協会を構成する2市1町の広報を活用。3割程度は広報誌で会館を知ったという結果。 ・15%はインターネットで知ったという結果であり、SNS等の発信に力を入れている。 ・最近では、広域からの利用を拡大するため、京都市伏見区や京田辺市にも広報を出すようにしている。 |

| | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・また、当館は駅から遠いのが弱点だが、駐車場が50台あるというメリットを活かし、広域利用を図りたいと考えている。 |
| 労働組合との関係は。 | <ul style="list-style-type: none"> ・利用促進懇談会にナショナルセンター2団体の地区代表者に出席いただいている。 |
| トレーニングルームの利用率の算出方法は、午前・午後・夜間のいずれかの区分に1人でも利用があれば1/3になるのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・お見込みのとおり。 ・【事務局補足】トレーニングルーム等の利用率算出については、包括外部監査でも指摘があり、府で検討の結果、令和4年度から、トレーニングルームの個人利用については、適正に利用率を反映できないため、算出しない取扱とした。 ・丹後会館は団体利用もあるため、団体利用分は従来どおり利用率を算出する。 |

(5) 山城勤労者福社会館

| 質問 | 指定管理者回答 |
|----------------------|---|
| 会館運営上、特に工夫していることは何か。 | <ul style="list-style-type: none"> ・公平に利用してもらうことが大切であり、予約が特定の団体に偏らないよう、毎年12月～1月頃に年間の予約を調整している。 ・幅広い世代に利用していただきたい。 ・地元文化をアピールしたい。会館での座学のあと山城古道をウォーキングする講座を継続的に開催している。 |
| 広域利用に向けた工夫はされているか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・各種交流大会（バスケ、テニス等）を定期的で開催することにより、幅広いエリアから集まってもらい、その利用者が今度はここで練習してみようということになり、リピーターになってもらえるようにしている。 |

| | |
|---|--|
| <p>テニスコートは予約がいっぱいのように思うが、何人ぐらいが利用しているか。指導者はいるか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 1回8～10人ほど。当館では、指導者は配置していない。 |
| <p>「放課後児童クラブ（学童保育）」のサポートに今後取り組みたいとの説明があったが、詳しく教えてほしい。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 自主事業等で各種教室等をやってきた経験を活かし、学校に出向いて行って先生と協力してサポートできないかと考えている。 ・ 令和4年度は指定管理を受託している他の施設で形にし、令和5年度に当館で取り組んでいきたいと考えている。 |

1 指定管理者と京都府の責任分担について

令和4年4月に各会館と締結した「指定管理者管理者基本協定書」の別紙3 リスク分担表において、次のとおり定めている。

※リスク分担表に定めがないリスクが生じた場合は、甲乙協議の上、当該リスクの分担を決定

| 種類 | 項目 | 負担区分 | | 備考 |
|----------------|--|-------|--|--|
| | | 指定管理者 | 府 | |
| リスク管理 | 法令の変更 | 協議事項 | | 事業運営に影響のある法令の変更 |
| | 税制 | | ○ | |
| | 消費税率の変更 | | ○ | |
| | 法人税等の変更 | ○ | | 収益事業として納税義務を負うことがある法人税等の変更 |
| | その他新税、税率の変更等 | 協議事項 | | 事業に影響を及ぼすもの |
| | 金利リスク | ○ | | 指定管理期間中の金利の変動 |
| | 資金調達 | ○ | | 指定管理期間中に必要な資金の確保 |
| | 物価リスク | ○ | | 指定管理期間中のインフレ・デフレ |
| | 市場環境の変化 | ○ | | 競合施設増加等の環境変化による利用減少・収入減少 |
| | 不可抗力(天災・事故・感染症等)による休館等による収支影響、施設等の損害復旧 | 協議事項 | | 不可抗力による収支影響・損害復旧費用は事案により協議 |
| 第三者賠償 | ○ | ○ | 施設の管理運営において第三者に損害を与えた場合の賠償 | |
| 火災保険の加入 | | ○ | 指定管理者制度を導入しても財産権に変化がないため | |
| 利用者に係る賠償責任保険加入 | ○ | | 管理に起因した利用者への十分な補償を担保するため、指定管理者に賠償責任保険への加入を求める。 | |
| 施設等の管理運営 | 施設等の安全確保(保守点検等) | ○ | | 施設管理の基本的な業務であり、指定管理者が行う。 |
| | 施設等の維持管理(清掃等含む) | ○ | | 施設管理の基本的な業務であり、指定管理者が行う。 |
| | 施設等の利用承認等 | ○ | | 指定管理者に権限付与(京都府立勤労者福祉会館条例第3条) |
| | 不服申し立てに対する決定行政財産の目的外使用許可 | | ○ | 地方自治法上、府権限 |
| 施設・設備等の修繕等 | 施設等の大規模修繕 | | ○ | 構造耐久上主要な部分(駆体、基礎軸組等)は、予算の範囲内で府が行う。 |
| | 施設等の維持管理上の小修繕 | ○ | | 小修繕(1件1,000千円以内)は指定管理者の責任において修繕を行っていただきます。ただし、1件200千円を超える修繕については、府と協議を行うものとします。 ※小修繕費の精算 年間の小修繕費見込額は指定管理料として□千円の範囲内とし、実績に応じて精算します。 実績が見込額を下回った場合は、その差額を指定管理料から減額し、上回る場合は府と事前に協議をした上で、必要な場合は指定管理料を増額します。(その場合も指定管理者が修繕することとします。) |
| | 施設等の新設、増改築 | | ○ | 設置者である府が行う。 |
| | 施設等の増改築・修繕等による休館等伴う収支影響 | 協議事項 | | 施設等の修繕等による休館に伴う収入影響は、事案により協議 |
| 備品の修繕等 | 備品の修繕 | ○ | | 備品等の修繕は、本来の耐用年数を維持するために定期的に支出される経費のため、指定管理者が負担する。なお、府が所有権を有する備品等については、指定管理者は将来にわたって権利を主張しないこと。 |
| | 備品の新規購入、更新 | | ○ | 府有備品の更新であり予算の範囲内で府が購入(指定管理者の任意購入は可) |
| その他 | 地域・住民対応、自治体との協調 | ○ | | 地域・住民からの苦情対応、地域・自治体との協調 |

2 利用者の圏域及び利用目的について

利用申請書から判断できる利用者の圏域は、申請代表者のみであり、会館利用者全ての圏域を把握できていない。

3 利用者の予約方法等情報へのアクセスについて

利用者が会館利用する際の情報アクセスについて把握できていない。

4 労働団体の定義について

労働者が主体となって自主的に労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを主たる目的として組織する団体の事業所又はその連合団体の事業所を「労働団体」としている。

5 利用者属性の「その他」について

参考資料1のとおり

6 建物本体（固定資産そのもの）や付属設備など区分ごとの老朽化の程度について

参考資料2のとおり